

○道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（抜粋）

～ 第一条～第二十条 省略 ～

（環境影響評価の項目の選定）

第二十一条 事業者は、対象道路事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たって

は、別表第一に掲げる一般的な事業の内容（同表備考第二号イからホまでに掲げる特性を有する道路事業の当該特性をいう。以下同じ。）によって行われる対象道路事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

二 対象道路事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

2 事業者は、前項本文の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

3 事業者は、第一項本文の規定による選定に当たっては、対象道路事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 対象道路事業に係る工事の実施（対象道路事業の一部として行う対象道路事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。）

二 対象道路事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象道路事業の目的に含まれるもの（別表第一において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

三 対象道路事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合

にあつては、当該撤去又は廃棄

4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 大気環境

(1) 大気質

(2) 騒音及び超低周波音

(3) 振動

(4) 悪臭

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

(1) 水質

(2) 水底の底質

(3) 地下水の水質及び水位

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ 土壌に係る環境その他の環境

(1) 地形及び地質

(2) 地盤

(3) 土壌

(4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一において同じ。）

ロ 温室効果ガス等

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 放射線の量

～ 第五項～第六項 省略 ～

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第二十二条 対象道路事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第四項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二 前条第四項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

三 前条第四項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第二において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第二において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

四 前条第四項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握で

きること。

五 前条第四項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第四項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはその発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはその発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

七 前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

(参考手法)

第二十三条 事業者は、対象道路事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第二において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、最適な手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

3 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。

一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

二 対象道路事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

4 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法

より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

- 一 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
- 二 対象道路事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - ロ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - ハ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第二十四条 事業者は、対象道路事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- 二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- 三 調査の対象とする地域（次項において読み替えて準用する第七条第四項、次条及び別表第二において「調査地域」という。） 対象道路事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第二において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特

に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第二において「調査期間等」という。）

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

～ 第二項 省略 ～

- 3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するように調査に係る期間を選定するものとする。
- 4 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

（環境影響評価の項目に係る予測の手法）

第二十五条 事業者は、対象道路事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第二十三条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法
- 二 予測の対象とする地域（次項において読み替えて準用する第八条第三項及び別表第二において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
- 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第二において「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

～ 第二項 省略 ～

- 3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象道路事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。
- 4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象道路事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

（環境影響評価の項目に係る評価の手法）

第二十六条 事業者は、対象道路事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 調査及び予測の結果並びに第二十九条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象道路事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- 二 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにするものであること。

三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

イ 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの。

ロ 工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。

五 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境影響評価の項目に係る手法選定に当たつての留意事項)

第二十七条 事業者は、対象道路事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第二十条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

3 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

4 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理しなければならない。

～ 第二十八条以降 省略 ～

別表第一 参考項目（第二十一条関係）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|---------|------|-----|----|----------------|------|-----------|------|---------------|--|-----------------|------------------------|---|------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 環境要素の区分 | 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | | | | | | | | | | 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | | | 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | | 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素 | 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
| | 大気環境 | | | 水環境 | | 土壌に係る環境その他の環境 | | 動物 | 植物 | 生態系 | 景観 | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 廃棄物等 | 放射線の量 | | | |
| | 大気質 | | 騒音 | 振動 | 水質 | 地形及びその他の地質環境要素 | | | | | | | | | | | |
| 影響要因の区分 | 二酸化窒素 | 浮遊粒子状物質 | 粉じん等 | 騒音 | 振動 | 水の濁り | 水の汚れ | 重要な地形及び地質 | 日照障害 | 重要な種及び注目すべき息地 | 重要な種及び群落 | 地域を特徴づける生態系 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | 建設工事に伴う副産物 | 放射線の量 | |
| 工事の実施 | 建設機械の稼働 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ※○ | |
| | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ※○ | |

| | |
|----|--|
| ホ | 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。 |
| 三 | この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 |
| 四 | この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 |
| 五 | この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 |
| 六 | この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 |
| 七 | この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 |
| 八 | この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 |
| 九 | この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。 |
| 十 | この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。 |
| 十一 | この表において「休憩所」とは、高速自動車国道又は自動車専用道路に設置される休憩所（公衆便所を含む。）をいう。 |
| 十二 | この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 |

別表第二 参考手法（第二十三条関係）

| 参考項目 | | 参考手法 | |
|---------|---------|---|---|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 調査の手法 | 予測の手法 |
| 二酸化窒素 | 自動車の走行 | 一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による | 一 予測の基本的な手法 プルーム式及びパフ式による計算 二 予測地域 調査地域のうち、二酸化 |

| | | | |
|---------|--------|--|--|
| | | <p>情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>ロ 風の状況 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の二の表第一号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第一条の三の表第六号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>三 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p> | <p>窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p> |
| 浮遊粒子状物質 | 自動車の走行 | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それ</p> | <p>一 予測の基本的な手法 ブルーム式及びパフ式による計算</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏</p> |

| | | | |
|------|---------|--|--|
| | | <p>ぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気 の汚染に係る環境基準に規定する浮遊 粒子状物質の測定の方法</p> <p>ロ 風の状況 気象業務法施行規則第一 条の二の表第一号トに規定する風の観 測の方法(気象庁が観測した場合に限 る。)又は同規則第一条の三の表第六 号イに規定する風向の観測の方法及び 同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ て浮遊粒子状物質に係る環境影響を受け るおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ て調査地域における浮遊粒子状物質に係 る環境影響を予測し、及び評価するた めに必要な情報を適切かつ効果的に把握 できる地点</p> <p>五 調査期間等 春夏秋冬ごとにそれぞれ一週間</p> | <p>まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p> |
| 粉じん等 | 建設機械の稼働 | <p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による 情報の収集並びに当該情報の整理及び解 析</p> <p>三 調査地域</p> | <p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認め</p> |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| | <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>られる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p> |
| <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> | <p>一 調査すべき情報</p> <p>気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大</p> |

| | | | |
|----|---------|--|---|
| | | 地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 | となる時期 |
| 騒音 | 建設機械の稼働 | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音規制法第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> |
| | 資材及び機械 | 一 調査すべき情報 | 一 予測の基本的な手法 |

| | | |
|---------------------|--|---|
| <p>の運搬に用いる車両の運行</p> | <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> |
| <p>自動車の走行</p> | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 対象道路事業により新設又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> |

| | | | |
|----|---------|---|--|
| | | <p>る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>れがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>計画交通量の発生が見込まれる時期</p> |
| 振動 | 建設機械の稼働 | <p>一 調査すべき情報</p> <p>地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| | <p>及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> | <p>四 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p> |
| <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 振動の状況</p> <p>ロ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切か</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p> |

| | | | |
|--------|--|--|--|
| | | つ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 | |
| 自動車の走行 | <ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 振動の状況 ロ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 | <ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 二 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 <ul style="list-style-type: none"> 計画交通量の発生が見込まれる時期 | |
| 水の濁り | 休憩所の供用 | <ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況 二 調査の基本的な手法 | <ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 原単位法により浮遊物質量を計算 二 予測地域 |

| | | | |
|-----------|---|--|---|
| | | <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域</p> <p>汚水を排水する公共用水域</p> <p>四 調査地点</p> <p>汚水を排水する地点</p> | <p>汚水を排水する公共用水域</p> <p>三 予測地点</p> <p>汚水を排水する地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>計画交通量の発生が見込まれる時期</p> |
| 水の汚れ | 休憩所の供用 | <p>一 調査すべき情報</p> <p>国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域</p> <p>汚水を排水する公共用水域</p> <p>四 調査地点</p> <p>汚水を排水する地点</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量を計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>汚水を排水する公共用水域</p> <p>三 予測地点</p> <p>汚水を排水する地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>計画交通量の発生が見込まれる時期</p> |
| 重要な地形及び地質 | <p>工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置</p> <p>道路（地表式又は掘割式）の存在及び道路（嵩上式）の存在</p> | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の概況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> |

| | | | |
|----------------|--------------------|--|--|
| | | <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p> | <p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> |
| 日照阻害 | 道路（嵩上式）の存在 | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>道路（嵩上式）の設置が完了する時期</p> |
| 重要な種及び注目すべき生息地 | 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等 | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分</p> |

| | | | |
|-----------------|--|--|--|
| | <p>の設置</p> <p>道路（地表式又は掘割式）の存在及び道路（嵩上式）の存在</p> | <p>ロ 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>ハ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> |
| <p>重要な種及び群落</p> | <p>工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置</p> <p>道路（地表式又は掘割式）の存在及び道</p> | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の</p> |

| | | | |
|--------------------|---|---|--|
| | <p>路（嵩上式）の存在</p> | <p>情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> |
| <p>地域を特徴づける生態系</p> | <p>工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置</p> <p>道路（地表式又は掘割式）の存在及び道路（嵩上式）の存在</p> | <p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注</p> | <p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等 動植物その他の自然環境</p> |

| | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|---|---|
| | | <p>目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> |
| <p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p> | <p>道路（地表式又は掘割式）の存在及び道路（嵩上式）の存在</p> | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 主要な眺望点の状況</p> <p>ロ 景観資源の状況</p> <p>ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域におけ</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握でき</p> |

| | | | |
|--------------------|-----------------------------|---|---|
| | | る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 | る時期 |
| 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | 道路（地表式又は掘割式）の存在及び道路（嵩上式）の存在 | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象道路事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> |

| | | 期間、時期及び時間帯 | |
|---------------------|-----------------|--|---|
| 建設工事に伴う副産物 | 切土工等又は既存の工作物の除去 | | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象道路事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p> |
| 放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの） | 建設機械の稼働 | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期</p> |

| | | | |
|------------------------------------|---------------------------|--|--|
| | <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> | <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による放射線に係る環境影響が最大となる時期</p> |
| <p>放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの)</p> | <p>切土工等又は既存の工作物の除去</p> | | <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象道路事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p> |

備考

- 一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 二 この表において「休憩所」とは、高速自動車国道又は自動車専用道路に設置される休憩所（公衆便所を含む。）をいう。
- 三 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 四 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 十一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。